

も、殊の外難有がり、則翌二日・三日の兩日、此祝として町中より集り、囃子を興行せしに、御城よりも満足に思召し、餅米二拾俵と小豆三俵被下けり。是神事能の起原にて、翌年より四月初日・二日を興行日と定め、市・在一統見物を命ぜられ、興行に付ての諸入費は町役となしたり。故に本町の者共には棧敷渡りて見物す。さて波吉・諸橋兩家の能大夫を初め、町中よりも堪能の者ども、扶持米賜りて興行の役者を勤めけり。此興行能若し故障有りて延引する時は、必ず國君の凶事ありといひ傳へたりとぞ。といへり。又三州志來因概覽附録頭書に云ふ。觀音院祭禮の散樂は、元和三年十一月二日・三日興行を命ぜらる。是起原なり。今枝直方筆記に、此境内の山王は、天徳君の産神にて、諸公子誕生に付向山に勸請、宮參の儀あり。毎年四月兩日の神祭の散樂も、山王の祭樂也と云ふ。とあり。平次按ずるに、明曆三年執政席よりの奉書に、

酉三月十二日

横山左衛門判

長 九郎左衛門判  
自餘連署略之

臨田九兵衛殿  
富永勘解由殿

右臨田・富永兩人は金澤町奉行也。利常卿の時如此。其時々被命たりしかど、其の實は金澤本町の者共へ、興行の諸入費及び装束の出來料までも割當して興行す。故に町棧敷とて棧敷をしつらへ、本町の者共は此の棧敷に居て見物する舊例なり。されば延寶二年の觀音院由來書にも、如左記載せり。

(訖)

一、當觀音者の臨士者、天照大神・春日大明神・鎮守山王大權現、惣而御城廻金澤町中に至迄、産宮之儀に御座候故、毎年卯月初日・二日町中より御祭禮能相勤。從公儀御祝儀之行器五種・御樽并橋懸之松御代參御持參被成、其外惣御奉行・御目付衆・町御奉行・警固御足輕近年々被仰付、無懈怠執行仕候事。

右由來書に載せたる趣にて考ふるに、卯辰山王社は元石浦山王を勸請せし社にて、彼の本地觀音は則ち石浦長谷觀音

のうつし也。石浦山王は、金澤城地の鎮守社也。石浦山王は石浦郷七ヶ村の産土神にて、城地暨び城外の町地共石浦七村の村地なりしゆゑ、此の山王をば城内及び城外町地の産土神とす。舊藩中本町に建てたる町地共、多分石浦山王の氏子なりしゆゑに、元和三年以來町中より、神事能をば四月初日・二日の例祭に執行せしもの也。此の日城中より行器入の赤飯・樽酒等を賜はるも、城内の産土神なりし故也。利常卿の頃市民と悦びを共になしたる溫和の風俗、實に是等にて知られけり。

○卯辰山王社客殿

延寶二年の由來書に云ふ。山王社客殿者、元和三年從中納言様御建立被遊、長柄之鎗十本・毛氈五間御寄進被遊。とあり。

○舊藩諸公子宮參事略

延寶二年由來書に云ふ。於當山者、少將様・淡路守様・おまん様・飛騨守様・御ふう様御宮參被遊、御代々御産神之宮寺に被仰付、御前様御懷胎之度々御祈禱護摩被仰付、以御吉例、大姫君御懷胎之節も、御産平安之護摩被仰付。と見ゆ、

又別由來書にも、少將様・淡路守様・御まん様・飛騨守様・御ふう様、其外御子様方御宮參被遊、御代々御産宮に被仰付。中納言様御前様御懷胎之度々、御産平安之祈禱被仰付。大姫君様御懷胎之節、從御二方祈禱被仰付。加賀守様御誕生被遊、則御守を江戸へ致持參指上。とあり。又鎮守山王者、中納言様御子様方御宮參被遊、度々先山王に御社參被遊候故、山王社迄道筋に並木之杉を御植被成、其外當山松・杉・栗之木共、從中納言様御植被遊。とも記載す。右中納言様とあるは利常卿、少將様とあるは光高卿、加賀守様とあるは綱紀卿なり。また淡路守は富山の藩祖利次卿、飛騨守は大聖寺の藩祖利治卿なり。按ずるに、石浦の社傳には、少將光高卿及び淡路守利次卿、飛騨守利治卿等誕生の頃、石浦山王社へ社參せられ、綱紀卿の若君誕生の時も、石浦山王へ社參せらるとの事なりしかど、別當某高野山留學にて不在なるにより、野町神明宮へ社參せられ、是より石浦は城中産土神の趣意絶えたりと、寛延二年の由來書に記載す。一説には、此の時高野山留學中なりとも歸社すべしとの事なりしかど、其の儀なり難きよし申立たり。依